

保護者の皆様へ

もみの樹園事業所内保育所

令和3年度 事業所内保育所の地域型保育給付費について

保育の必要性の認定を受けたお子さんが、事業所内保育事業を利用した場合、その費用に対し給付費が支給されます。この給付費のことを「地域型保育給付費」といいます。

ただし、地域型保育給付費については、利用者の皆さんに直接支給するものではなく、区から施設に支払うしくみ（法定代理受領と言います）となっています。法定代理受領を行った場合、本来皆様が受け取るべき給付額を区から保護者の皆様へ通知する旨条例で定められていることから、今回、地域型保育給付費の額をお知らせするものです。

※ このお知らせは令和3年度における地域型保育給付費の概算額を報告するものです。
これにより、追加の給付や保育料の支払・還付が発生することはありません。

1 地域型保育給付費とは

地域型保育給付費 = 保育経費の基準額（公定価格） - 利用者負担額（保育料）

2 令和3年度における地域型保育給付費（予定額）

もみの樹園事業所内保育所の公定価格および地域型保育給付費は以下のとおりです。

地域型保育給付費は、保育料により各ご家庭で異なりますので、お子さんの保育料に当てはめてご確認ください（表中の金額は年額です）。

【地域枠】

認定区分	歳児クラス	公定価格(年額)	保育料(年額)	地域型保育給付費(年額)
保育標準時間	0歳児	3,462,780円	0円～896,400円	2,566,380円～ 3,462,780円
	1・2歳児	2,358,780円		1,462,380円～ 2,358,780円
保育短時間	0歳児	—	0円～880,800円	—
	1・2歳児	2,112,780円		1,231,980円～ 2,112,780円

【従業員枠】

認定区分	歳児クラス	公定価格(年額)	保育料(年額) ※新宿区民の場合	地域型保育給付費(年額)
保育標準時間	0歳児	3,003,060円	0円～896,400円	2,106,660円～ 3,003,060円
	1・2歳児	—		—
保育短時間	0歳児	—	—	—
	1・2歳児	—	—	—